

優良 P T A 文部科学大臣表彰推薦要綱

1 趣旨

P T A の健全な育成、発展に資することを目的として、優秀な実績を上げている P T A 団体を、優良 P T A 文部科学大臣表彰推薦団体として、文部科学大臣に推薦する。

2 推薦基準

「優良 P T A 文部科学大臣表彰要項」の「2 表彰基準」による。

3 被推薦候補団体の選定及び推薦の方法

- (1) 文部科学大臣表彰被推薦候補団体は、過去に神奈川県教育委員会優良 P T A 表彰を受賞した団体であること。ただし、同年度の優良 P T A 神奈川県教育委員会表彰に推薦される P T A は、表彰の候補者となることができない。
- (2) 別表に掲げる機関及び団体の長は、(1) に該当するものの中から被推薦候補団体を選定し、神奈川県教育委員会に推薦すること。なお、推薦にあたっては、優良 P T A 文部科学大臣表彰被推薦候補団体選考に関する委員会を設けるなど適切な措置を講ずること。
- (3) 別表の団体に属さない公立学校の P T A については自薦を認める。
- (4) 推薦は別紙で行い、関係書類を添えて、神奈川県教育委員会に提出すること。自薦における提出書類については別紙を準用する。

4 被推薦団体の決定

神奈川県教育委員会は、前項により推薦及び自薦された文部科学大臣表彰被推薦候補団体の中から、文部科学大臣へ推薦する団体を優良 P T A 表彰候補団体選考委員会における審査結果に基づいて決定する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、推薦に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 1 月 26 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 11 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 9 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 8 年 1 月 13 日から施行する。

別表

- (1) 横浜市教育委員会教育長
- (2) 川崎市教育委員会教育長
- (3) 相模原市教育委員会教育長
- (4) 横須賀市教育委員会教育長
- (5) 神奈川県教育委員会教育局各教育事務所長
- (6) 神奈川県立高等学校 P T A 連合会会長
- (7) 神奈川県特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会会長
- (8) 神奈川県特別支援学校肢体不自由教育校 P T A 連合会会長
- (9) 神奈川県聾学校 P T A 連合会会長
- (10) 神奈川県盲学校 P T A 連合会会長
- (11) 横浜国立大学教育学部長